

令和3年度（2021年度）第12回教育委員会（3月定例会）議事録

- 1 日時 令和4年（2022年）3月11日（金）
午前9時30分から午前11時00分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 木之内 均
委員 吉井 恵璃子
委員 田浦 かおり
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
- 4 議事等
 - (1) 議案
 - 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
 - 議案第2号 藤崎台県営野球場使用規則等の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第3号 県立高森高校における学科改編について
 - 議案第4号 スクール・ミッションの策定について
 - 議案第5号 熊本県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第6号 令和4年度（2022年度）教育庁及び教育機関（学校を除く。）の役付職員の人事について
 - 議案第7号 令和4年度（2022年度）県立学校長及び副校長の人事について
 - 議案第8号 令和4年度（2022年度）市町村立学校長及び副校長の人事について
 - (2) 報告
 - 報告（1） 新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について
 - 報告（2） 夜間中学（中学校夜間学級）設置に関する基本的な考え方について
- 5 会議の概要
 - (1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。
 - (2) 会議の公開・非公開の決定
教育長の発議により、議案第5号から議案第8号は人事案件のため非公開とした。
 - (3) 議事日程の決定
教育長の発議により議案第1号から議案第4号、報告（1）から報告（2）を公開で審議し、非公開で議案第5号から議案第8号を審議した。

(4) 議事

○議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」

教育政策課長

教育政策課です。議案第1号について、御説明します。

提案理由を1ページに記載しています。2月定例県議会に提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、次の2ページ及び4ページにありますとおり、教育長が臨時に代理して「原案どおりで差し支えない」旨の回答を行ったことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

なお、今回の2月定例県議会に提案した議案は、冒頭提案と追加提案に分かれているため、知事からの意見照会及び回答は、2ページ及び3ページの冒頭提案分と4ページ及び5ページの追加提案分に分かれています。

該当の議案は、3ページ及び5ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。

まず第1号、第3号、第6号及び第80号が2月補正予算関係の議案ですが、6ページから45ページまでが議案本文で、教育委員会関係については、46ページから50ページに整理しています。

46ページ及び47ページは2月補正予算の総括表です。

46ページは冒頭提案分ですが、最下段「教育委員会の合計」欄の左から2番目にあるとおり、24億5,251万円余の減額補正です。

内容としては、人件費や各事業における執行見込みの精査等による減額補正と、国の経済対策を活用した新型コロナウイルス感染症対策等に係る増額補正が含まれています。

47ページは追加提案分ですが、最下段「教育委員会の合計」欄の左から2番目にあるとおり、1億8,292万円余の増額補正です。

内容としては、小学校等の教職員等に対する抗原検査に要する経費を計上するものです。

次の48ページに各課の主な事業を整理しています。主なものを御説明しますと、1は、県立学校における校内通信ネットワークの整備に要する経費で、今回の補正により、県立学校の特別教室など未整備教室等への校内通信ネットワークの整備や教職員の業務改善に係るシステムの導入を行うこととしています。2は、学校の働き方改革を進めるため、県立学校徴収金等経費のうち、学校給食費の公会計化等に伴う徴収金システムの導入経費を計上するものです。7は、さきほど御説明した追加提案分です。10は、国の経済対策を活用して、特別支援学校の空調・照明及びトイレ改修工事に要する経費を計上するものです。

49ページをお願いします。繰越明許費補正ですが、これらは、国の経済対策により計上した事業等について、今年度内の執行が困難となったため、次年度へ予算を繰り越す枠を設定するものです。

50ページをお願いします。債務負担行為ですが、5は、荒尾支援学校外3校の高等部移転工事の工期延長に伴い、仮設校舎のリース期間を延長する必要があるため、令和8年度までの債務負担行為を設定するものです。これ以外については、業務委託や賃借等について4月1日からの契約であるため、事務手続き上、債務負担行為の設定が必要となるものです。

次に、52ページをお願いします。「議案第23号」は、「財産の無償譲渡につい

て」です。

53ページの条例案の概要をお願いします。平成31年3月に閉校した多良木高等学校の跡地の一部について、町立多良木中学校として活用したいとの強い要望を受け、多良木町に無償で譲渡するものです。町においては、校舎を新築し、旧第二体育館等の建物の一部を改修することとしており、防災拠点となる地域の指定避難所等としても活用される予定と聞いています。

54ページをお願いします。54ページから85ページまでが令和4年度当初予算関係の議案本文で、教育委員会関係については、86ページから89ページに整理しています。

86ページが当初予算の総括表です。最下段「教育委員会の合計」欄にありますとおり令和4年度の教育委員会の予算については1,251億4,321万円余です。

各課の主な事業について、次の87ページから記載していますので、新規事業等、主なものを御説明します。1は、県立学校の教育用パソコン等のリースやネットワークの保守管理等を行うもの。5は、県立学校の学校給食費の公会計化等に取り組むもの。14は、小川工業高校実習棟改築工事外35件の施設改修及び県立学校における空調関係経費の公費負担への移行に向け、阿蘇中央高校外未設置2校への空調整備を行うもの。17は、産学官連携による産業人材育成に取り組むもの。18は、高校生の就職のための求人開拓や就職相談を行うキャリアサポーター等の配置を行うもの。21は、高森高校のマンガ関連学科設置に伴う実習室の整備等を行うもの。22は、令和4年度から国が新たに取り組む事業を活用する新規事業で、ICT等を活用した先端的な学びに関する教育方法の開発を行うもの。36は、夜間中学設置に向けた準備に取り組むもの。37は、小学校低学年児童の学力向上を目的とした学習支援員の追加配置を行う市町村に対して助成を行うもの。46は、全国各地の文学館において、一斉に開催する企画展「萩原朔太郎大全2022」を開催するものです。

89ページ下段をお願いします。債務負担行為の設定ですが、いずれも工事期間やリースの関係で令和5年度以降の事業期間の確保が必要となるものです。

91ページをお願いします。第60号は、「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」です。

95ページの条例案の概要をお願いします。これは、昨年10月の人事委員会勧告等に基づき、一般職、学校職員及び教育長等特別職の職員の期末手当の改定等を行うものです。

96ページをお願いします。第61号は、「熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」です。

97ページの条例案の概要をお願いします。1「条例改正の趣旨」にあるとおり、職員等のサービスの宣誓に係る実施方法の見直しに伴い、関係規定を整備するものです。新たに職員等となった者が、職務につく前に行う、サービスの宣誓について、任命権者等の面前における署名を不要とします。

98ページをお願いします。第62号は、「熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」です。

99ページの条例案の概要をお願いします。1「条例改正の趣旨」にあるとおり、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、関係規定を整備するものです。非常勤職員について、育児休業等の取得要件のうち、在職期間が1年以上の要件を廃止する等が主な改正内容です。

101ページをお願いします。「第73号」は、「熊本県学校給食費等の管理に関する条例の制定について」です。

103ページの条例等議案（概要）をお願いします。これは、学校給食費等について、県の歳入歳出予算に計上し、県が徴収し、及び管理する公会計方式に移行するに当たり、必要な事項を定めるものです。

国において、学校における働き方改革を進めるため、学校給食費等の公会計化を推進していることに伴い、本県でも公会計方式に移行するものです。施行日については、令和5年4月1日としています。

104ページをお願いします。「第75号」は、「財産の減額貸付けについて」です。

105ページの条例等議案（概要）をお願いします。これは、一般財団法人熊本県青年会館に対して減額貸付けしている県有地の貸付期間が、令和4年3月31日をもって満了するため、更新を行うものです。

なお、この土地は、会館が建設された昭和58年から、これまで3年おきに契約を更新しています。

106ページをお願いします。「第78号」は、「権利の放棄について」です。

107ページの条例等議案（概要）をお願いします。これは1の育英資金貸与金債権について、貸与の相手方と連帯保証人の破産により、今後回収の見込みがないため、権利を放棄するものです。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

46ページの学校人事課に関連することですが、昨年度から教員が不足している、育児休業を取ろうと思っても臨採の先生がなかなか見つからない等、いろいろと正規、非正規の先生方の確保という点では、子ども達にきちんとした教育を提供できるかどうかに関わってくると思います。次年度は、どのような形で充実させていかれる予定か教えていただければと思います。

学校人事課長

いわゆる教師不足と言われている点かと思っています。田口委員のおっしゃるとおり、実際に配置が出来ていない部分が多少あります。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校とそれぞれありますが、特に特別支援学校で少し未補充がありますので、その点についてはかなり抜本的な対策をとっていかうと考えています。実際、特別支援のサポーターをつけていますが、それを引き続き手当てし、教員の業務のサポートを行ってもらいます。また採用についても、追加での採用を行っていきたいと思っています。校種間でも多少ばらつきがありますので、全体で教育活動に支障がないように配置等を考えながら対応していきたいと思っています。

田口委員

県知事にも毎回御相談しているところではありますけれども、災害に伴って、どうしてもそちらのほうに予算をかけないといけなことがあります。ただ教育の予算については非常に重要なことですので、是非その努力もしていただければと思います。

西山委員

88ページですが、22番のICT等を活用した先端的な学びに関する教育方法の開発について、大変有意義だと思います。しかし、一方通行で形をあてがわれると、現場として受け入れにくい部分もあると思います。使い方の知恵が現場にあると思いますので、ICT等を現場でどのように使っていて、どのような知見があるのかを集める工夫を、教育方法の開発と同時に検討していただくとありがたいと思います。例えば、ICTを活用した教育モデルのコンクール等を実施することで、いろいろな知見が表に出て、それを共有することでICTの活用が進むと思います。

高校教育課長

先ほどの説明にもありましたが、本県としても遠隔オンライン教育を双方向的な形で取り組みながら、教科横断的な学びや探究的な学びを実践するプログラムを開発したいということで、文部科学省の新規事業に人吉高校が申請をしています。全国8校程度が指定される予定で、現在審査中です。

西山委員から御指摘がありましたオンラインでの活用についても、県立高校において進めています。オンラインやタブレットを活用した探究的な学びについて、本日午後から県立高校の職員に対して、各学校の取組内容を広める研修をオンラインで企画しています。次年度もタブレットをしっかりと活用しつつ、双方向的な学びが深まるよう指導していきたいと考えています。

木之内委員

特別支援教育の対象となる生徒数が増え、いろいろな変化が出てきていると思います。特にコロナ禍等による影響がある中で、今後も注意をしていく必要があると思いますので、中身の充実を含めて説明いただきたいと思います。

特別支援教育課長

委員の御指摘のとおり、発達障がい等のある子ども達が特に増えています。法改正や早期のスクリーニングの影響により、療育やケアを受けさせたいという保護者の意識変化の影響もあり、増加傾向にあります。かつ、発達障がいの子ども達は発達障がいのみでは特別支援学校の対象ではないため、その学びの場は小中学校が中心です。小中学校では、「通常の学級」「通級による指導の活用」、また「特別支援学級」と、学びの場が多岐に及んでいることから、教育委員会としては全ての先生方に特別支援に関する基礎的・基本的な認識に関する研修を行い、子ども達を支えていかなければならないと認識しています。

平成27年からは、全ての先生方を対象とした研修を行っており、今年度からは増えている特別支援学級の先生方を対象とした研修も取り入れました。また、市町村とも連携をしながら支援体制を充実させ、子ども達を支えていきたいと考えています。

木之内委員

いろいろと御苦勞も多いかと思いますが、充実をよろしくお願いします。

田浦委員

「低学年わくわく学習支援員配置事業」において、補助金を助成していただくことに感謝申し上げます。先ほど教員の不足についてお話がありましたが、この学習支援員の方々もいらっしゃるのか不安に感じます。どんな方が学習支援員として採用されるのか、条件を教えてください。

義務教育課長

こちらの学習支援員は、通常学級において児童生徒の学習支援に従事する方を指していますが、教員免許の取得の有無は問いません。地域の方、学生等、教

育に携わりたい方を雇用していただきたいと考えています。

田浦委員

そのことについて、周知はしていますか。

義務教育課長

雇用については、各市町村教育委員会が行っていますので、各地域で、募集をしています。

田浦委員

充足度はどうですか。

義務教育課長

市町村が募集した数については、概ね雇用ができていると伺っています。

吉井委員

48ページ7番の学校におけるクラスター発生の対策事業についてお伺いします。これは本当にありがたいことだと思いますが、事業内容を見たときに、小学校等とありますが、小学校に限定されるのはなぜでしょうか。高校でもクラスターが発生した件があったと思うのですが、すべての学校で使えるわけではないということですね。その点を説明していただけるとありがたいです。

学校人事課長

これは全国的な動きです。入所系の高齢者施設等の従事者について週1回程度、抗原検査を実施しています。これに合わせて、今回通所系の施設あるいは12歳未満の児童のいる保育所や小学校の教職員にも拡大しようという話が全国的な動きとしてありまして、今回小学校以下に対して予算措置をするというものです。週1回程度の抗原検査を各市町村教育委員会の状況に応じて実施する予算を確保するものです。

教育長

他に何かありますか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第2号 「藤崎台県営野球場使用規則等の一部を改正する規則の制定について」

体育保健課長

体育保健課です。議案第2号「藤崎台県営野球場使用規則等の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

提案理由ですが、県立体育施設の運営管理において、指定管理者が主体的に業務に取り組み、かつ民間事業者の活力やノウハウが発揮されるようにするため、関係規則の規定を整備するものです。

2ページの「規則案の概要」を御覧ください。「3」に、改正の内容を記載しています。

今回の改正で、県が直営する場合の取扱いが定められている規程について、適用除外の規定を設け、指定管理者が主体的に使用許可等の処理を行えるようになり、利用者の利便性向上や、管理業務の効率化を推進するものです。

なお、「ア」から「オ」に記載している県立体育施設に係る5つの規則を改正することとしています。

また、今後の手続ですが、3月下旬に「県公報」へ登載し、令和4年4月1日から施行することとしています。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第3号 「県立高森高校における学科改編について」

高校教育課長

高校教育課です。議案第3号「県立高森高校における学科改編について」御説明します。

昨年11月に県立高森高校にマンガ関連学科の設置を決定していただきましたが、今回、本学科の名称について御審議をお願いいたくとともに、さらに普通科1学級を探究的な学びを深めるコースへの学科改編について御審議をお願いします。

資料の2ページをお願いします。1の概要については、今、申し上げた通りです。

2の「改編の理由」を御覧ください。県立高森高校については、10年以上にわたり定員割れの状況が続いています。また、地元である高森町及び南阿蘇村の中学校卒業予定者数は漸減の見込みであり、入学者の大幅な増加は期待できない状況です。

昨年9月に、株式会社コアミックス、高森町、県教育委員会、高森高校の4者で「マンガを活用した高森高校の魅力向上に関する協定」を締結し、先ほど申しましたように11月の教育委員会においてマンガ関連学科の設置を決定いただきました。

この度、学科名を「マンガ学科」とし、プロの漫画家や編集者から直接指導を受け、マンガ制作の基礎となるデッサンや構成といった知識や技術を身に付けた人材を育成するとともに、県内大学等との連携も強化し、卒業後の選択肢の充実にも努めていきます。また、地元高森町からも多大なる御協力をいただくことになっていきますが、さらに連携して地域の活性化にも取り組んでいきます。

一方、普通科1学級についてですが、同校は、熊本スーパーハイスクール構想の「クリエイティブハイスクール」の指定を受けており、「総合的な探究の時間」においても「国際人として考え行動できる力を育成する」を研究主題に取り組んでいるところです。

これまでもミャンマー・カンボジアとのオンラインでの海外研修や熊本大学の留学生との交流実績もあり、今後は、南阿蘇村に令和4年度開校予定の専門学校の留学生との交流等も予定されています。

新しいコースでは、このような国際交流で培われたグローバルな視点を持ちながら、地方行政の基本を学ぶとともに、ICT活用能力の向上や自らの興味関心に合わせた課題研究、地域の文化伝統継承等、地域貢献活動、地域活性化等の課題にも積極的に取り組んでいきます。

名称を普通科「グローバル探究コース」としたいと考えています。

なお、学科・コースの名称については、生徒、保護者、同窓生をはじめ、株式会社コアミックス、高森町等の御意見を踏まえたものです。

説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

ついにここまで来たかという感じで、とても楽しみなことだと思います。マンガ家を育てるといふ、今まで考えられなかったような枠にとらわれない発想と学校の努力次第で、こんなに地域の学校も変わっていけるという良い見本になってもらえたらと思います。

高森町はもちろん、株式会社コアミックス等、高森高校が地域に大切にされるのが、これほど力になるということに感動しています。ますます頑張っていたくことを期待しています。

木之内委員

郡部の学校が生徒募集や魅力発信といった面で非常に苦戦している中で、このような事例は、教育委員会としても期待するところです。

そのような中で、中学校の反響や、熊本県全体、高校も含めて意見や雰囲気みたいなものをお聞きになっていたら教えていただけますか。

高校教育課長

高森高校のマンガ学科については、令和5年の4月開設になります。昨年の連携協定に始まり、様々な情報が発信されましたが、令和4年度の入学者選抜がなかったことから、県外や熊本市内の方から、募集開始はいつからかという問合せが、本課にも数件来ています。

また、県立高校の校長からも、特に少子化の進んでいる地域では、行政部局の首長をはじめ市町の教育委員会から、このような高森の取組みを参考にし、応援したいという声も聞いています。本課としても、高森高校のケースを成功に導きながら、地域の学校においてしっかりと魅力ある学びができるよう努力していきたいと思っています。

木之内委員

ありがとうございます。設立までには、これまでいろいろな苦労があったと思いますし、これからもいろいろな課題があると思います。今後も高森高校の事例をモデルとしてまとめながら、郡部の学校の改革等を含めて、県内全体で共有していけるよう、よろしく申し上げます。

西山委員

男子寮と女子寮を整備されると聞いていますが、定員は男女で何名くらい入寮できますか。

高校教育課長

マンガ学科の生徒募集は40人になりますが、高森町で予算計上されている範囲でいきますと、男子が42人程度、これは高校生だけではなく中学生等も含まれた数になっていると聞いています。女子が18人程度で検討されていると聞いています。

西山委員

やはり、地方の学校の魅力化を進めるときに衣食住の問題は、非常に大きな課題だと思います。今回、寮も併せて整備されるということで、地方創生に向けたあるいは地方行政の関係者にとっても参考になる事例だと思いますので、ぜひ皆さんで盛り上げていけたらと思っています。よろしく申し上げます。

田口委員

この新しい学科を作るときに広報活動が非常に重要になると思います。今日はメディアの方もたくさんいらっしゃるのですが、こういうところも県民の方々にお伝えいただくとともに、県外の方にも知らせる術を作っていただくと、高森高校を目指す生徒さんがたくさん増え、やりがいを持ってたくさん集まってくるのではないかと思います。どうぞよろしくお願いします。

教育長

他に何かありますか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第4号 「スクール・ミッションの策定について」

高校教育課長

高校教育課です。議案第4号「スクール・ミッションの策定について」御説明します。

昨年9月にスクール・ミッション（素案）を決定していただきましたが、今回、成案として御審議をお願いしたいと思います。

資料裏面をお願いします。

昨年9月の素案策定後の取組等に、下線を引いていますので、このあたりを重点的に御説明します。

1の「スクール・ミッション策定に当たって」を御覧ください。

スクール・ミッション（素案）策定以後も、各高校においては、スクール・ミッション（素案）及びスクール・ポリシーについて学校運営協議会をはじめ、職員や生徒とも意見交換する等、内容をブラッシュアップしていただきました。

県教育委員会としては、学校と協議を重ね、スクール・ミッションとして作成し、別冊の「各高等学校のスクール・ミッション等」として、各高校で定めるスクール・ポリシーも併せて記載しています。

2の「スクール・ミッションに対する基本的な考え方の整理」については、前回御説明した部分になりますので、今回は割愛させていただきます。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

前回、御提案いただいた内容からするとよく整理されていて、完成度が高まったと思います。かなり長い時間をかけて作業していただいたことに感謝します。

一つ追加してはどうかという意見になりますが、対象が生徒・保護者、学校関係者等になっていますので、この冊子がどういう意味合いを持っているのか、資料にあります「スクール・ミッションに対する基本的な考え方の整理」あたりを用いて、説明いただくとこの冊子の意義がはっきりすると思います。

さらに学校検索ガイドも含めて御検討いただいているというのは、非常にありがたいと思います。

高校教育課長

貴重な御意見ありがとうございます。今いただいた御意見を踏まえ、再度、加筆修正をさせていただきたいと思います。

教育長

これまで委員の方々にも、御時間を割いて御覧いただいているかと思えます。田口委員から御指摘をいただきましたので、その分、少し修正させていただいた形で、原案どおり可決してよろしいですか。あと、細かいところについては、教育委員会で文責をさせていただきたいと思えます。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○報告（１） 「新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について」

教育政策課長

教育政策課です。報告（１）「新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について」御説明します。A3横の資料を御覧ください。

前回の定例会では、点線から上の「1月27日」までの取組みについて説明させていただきましたので、本日は、その後の状況について御説明します。

まず、「2月4日」の記者会見ですが、前日時点の最大確保病床使用率が65%となり、入院体制について、病床確保計画上の最終フェーズとなる「超緊急時」の体制に移行することが発表されました。

また、同日、オミクロン株に係る知見等、現下の状況を踏まえ、文部科学省が事務連絡「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」を発出しました。

文部科学省事務連絡を受け、「2月8日」、点線の枠囲みのおり県立学校長あてに通知を発出しています。

内容ですが、「文部科学省事務連絡の事項に留意し、学校内での感染拡大防止に向けて、新型コロナウイルス感染症対策を強化・徹底」というものです。

なお、県立学校への通知と合わせ、市町村教育委員会に対しても同日付けで通知を発出しており、これらの通知文について2ページから11ページに添付しています。

そして、同日、「まん延防止等重点措置」の適用延長を国に要請しました。

次に、「2月10日」の記者会見ですが、直近1週間の新規感染者数が5,778名、前日時点の最大確保病床使用率は63.2%となり、感染が収まりつつあるとは言えない状況であることから、「まん延防止等重点措置」の期間延長が決定した場合、引き続き、重点措置区域は県内全域としたまま、現在の対策を継続することが発表されました。

そして、同日、熊本県への「まん延防止等重点措置」適用が令和4年3月6日まで延長されることが決定しました。

これを受け、点線の枠囲みのおり県立学校長あてに通知を発出しています。

内容ですが、「1月20日付け及び1月27日付け通知の対策期間を3月6日までとする。」「教職員に対してワクチンの追加接種の趣旨を周知し、希望する教職員が可能な限り速やかに接種できるよう配慮すること。」というものです。

なお、県立学校への通知と合わせ、市町村教育委員会に対しても同日付けで通知を発出しており、これらの通知文について12ページから15ページに添付しています。

そして、「3月3日」、新規感染者数や病床使用率等の状況を踏まえ、3月6

日が期限の「まん延防止等重点措置」の適用延長を国に要請し、知事臨時記者会見で国への延長要請を表明しました。

翌「3月4日」の知事臨時記者会見ですが、直近1週間の新規感染者数が4,070名、前日時点の最大確保病床使用率は45.7%となり、国において、「まん延防止等重点措置」の3月21日までの期間延長が決定される見込みであることを受け、引き続き、重点措置区域は県内全域としたまま、基本的に現在の対策を継続することが発表されました。

併せて、小学校の教職員等に対する集中的検査の実施、濃厚接触者の早期の職場復帰のための検査の実施支援を行うことが発表されました。

そして、同日、熊本県への「まん延防止等重点措置」適用が令和4年3月21日まで延長されることが決定しました。

これを受け、点線の枠囲みのおり県立学校長あてに通知を发出しています。

内容ですが、「地域や学校の感染状況に応じて分散、時短、時差登校等の実施」「感染リスクの高い活動の自粛の再徹底」「部活動は練習試合等の対外活動の制限」というものです。

なお、県立学校への通知と合わせ、市町村教育委員会に対しても同日付けで通知を发出しており、これらの通知文について16ページから26ページに添付しています。

資料の説明は以上ですが、ここで、前方のスクリーンを御覧ください。

熊本県の「まん延防止等重点措置」期間中の学びを止めない取組みとして分散登校や時差登校・時間短縮授業でのICT端末の活用例について、説明させていただきます。

今回の「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、県立学校と市町村教育委員会宛てに、分散登校や時差登校・時間短縮といった感染防止対策を実施するよう通知を发出しています。また、その中では、1人1台端末を活用した学習支援を行い、「学びの保障」に努めることとしています。

各学校で分散登校の準備が進められる中、新聞やニュースでは、コロナ感染の急拡大により、学校の休校措置や学年・学級閉鎖が増えていること、また、その一方では、各学校でオンライン授業の導入を急ぐ、様々な取組みや試行錯誤の状況等が報道されました。

そうした中で、熊本県の状況ですが、県立高校では、全ての学校で分散登校の準備が整い、また、県立中学校でも分散登校の準備を整えてきました。

その中で、いち早く、宇土中学校・宇土高校や熊本西高校での分散登校の様子が報じられました。熊本西高校は、更に「空き教室」を活用することで教室内の生徒数を減らし、感染対策を徹底しています。また、特別支援学校においても、分散登校が行われています。

現在、熊本県の様々な地域で、分散登校や学級・学年閉鎖に伴うオンライン学習が進められています。今日は、その中でいくつか紹介させていただきます。

まずは、分散登校についてです。クラスの半分の生徒は教室で授業を受け、残りの生徒は配信される授業を自宅で視聴します。

これは、熊本市内にある東稜高校の授業の様子です。右側の写真の椅子の上にあるタブレットは、配信用のカメラとして利用しています。左の写真は、あさぎり町の岡原小学校の授業の様子です。右の写真は、合志市の合志楓の森小学校です。自宅待機となった児童に対授業のライブ配信を行っています。

分散登校だけではなく、臨時休業や学年・学級閉鎖に伴って、児童生徒が登校

できない状況が続いている学校では授業のライブ配信が行われています。

左の写真は、氷川町の宮原小学校です。担任の先生が授業の始まりに健康観察を行っています。また、右の写真は、阿蘇市の内牧小学校で、先生がカメラに向かって授業を行っています。この2つの教室には児童はいません。全ての児童は自宅で、端末を通して学びにつながっています。

オンライン配信を活用することで、様々な場面で変化が起こっています。

左の写真は、美里町の中央小学校です。2人が向き合って活動していますが、実は、もう1人オンラインで参加し、3人でグループワークを行っています。右の写真は、熊本農業高校です。生徒会活動の中で、オンライン会議を行っています。オンラインで参加している生徒にわかるように、プリントをカメラに向けて説明しています。

オンラインでの学習が進むことで、様々な課題も見えてきました。先生方は職員研修を重ねることで、その課題を解決し、より良い授業を目指しています。

左の写真は、職員研修もオンラインで行うことで感染防止対策を徹底しています。中央下の写真では、オンラインでも見やすい字の大きさを検討しています。右の写真は、教室から職員研修に参加しているところです。

今回、紹介しました内容のごくわずかですが、ここで紹介していない市町村においてもICT端末を活用した授業が行われています。「まん延防止等重点措置」適用の期間でも、県下各地の学校でICT端末を活用し、「学びを止めない」取組みを日々行っています。

事務局からの報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

今、事例紹介をしていただきましたが、先ほど私がお願いした現場の知恵というのは、まさしくこのことです。今、御説明されました事例とナレーションをセットにして、YouTube等に掲載していただいて、ICT活用事例というポータルサイトを作成し、そのサイトにいけば、今の事例をみんなが広く知ることができます。いわゆるナレッジマネジメントの世界ですが、そうすることによって、いろいろな知恵が新たに入ってきますし、そこでICT活用の質とスピードがどんどん上がってくると思います。我々はこのように御説明いただくので大変ありがたいのですが、もっと広くいろいろな方に見ていただきながら、「これはこうするともっと良い」「この学校ではこんなことをやっているから、当校でも取り組んだらどうだ」というような広がりを作るために、Web上で公開していただくと、質とスピードが上がってくるのではないかと思います。御検討いただければ幸いです。

教育政策課長

御意見いただき、ありがとうございます。こうした事例をクラウド上において、まずは学校間で共有しています。併せて、対外的な発信については、教育委員会のホームページが外部からアクセスするにあたって、分かりづらいという指摘もありますので、統合しながら見やすくし、発信にも力を入れていきたいと考えています。

吉井委員

大変感動しながら見ていました。新型コロナが始まって、学校が休校の時期があり、ずっと授業がなくて、ただ子ども達が家にいる、そんな状態の後にこの状

況があるわけですので、この数年の間に本当に変わってきたと思います。個人的には対面の授業が一番良いと思っていますが、学級閉鎖等でどうしても授業ができない場合でも、このようにしっかりと先生が子ども達を相手に授業をしてくださるといいう状況ができていることに感動しました。ますます推進していただくように、もっと授業の質を上げていただいて、子ども達のためになるようにしていただければいいなと思います。

田浦委員

余談になるかもしれませんが、3月1日に息子の卒業式に出席してきました。そのときの答辞の中で、何気ない生活の中で友達と会話をして笑っているときが一番貴重でしたと生徒が挨拶してくれました。夏休みも冬休みもいらなと思ったとも言っていたので、泣いてしまったのですが、そういう子どもが学校に出て、仲間とともに過ごせるという時間を作ってくださったことが大変ありがたいなと思いました。このように、分散登校やICTの環境を整えて、学校に登校できる環境を守ってくださったことがありがたく感じました。

教育長

この件についてはよろしいですか。

○報告（2） 「夜間中学（中学校夜間学級）設置に関する基本的な考え方について」

義務教育課長

義務教育課です。令和4年度の当初予算案に経費を計上している「夜間中学整備事業」に関して、昨年11月に熊本市と合同で実施したニーズ調査結果等を踏まえ、「夜間中学設置に関する基本的な考え方」を取りまとめましたので、御報告します。

資料1ページ、「1 経緯」についてです。夜間中学設置に関する国の動向と本県の取組みについて記載しています。

この中で、令和元年11月「子供の貧困対策に関する大綱」において、「全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する」ことが示され、閣議決定されました。

また、本県では、昨年11月に熊本市と合同で夜間中学についてのニーズ調査を実施した結果、回答者139人のうち、108人が夜間中学で勉強したいとの回答がありました。また、夜間中学で勉強したいと答えた方の居住地は、熊本市内を含む県央が55%と最も多かったものの、県内に広くニーズがあることが分かりました。

この結果等を踏まえ、夜間中学設置についての基本的な考え方が、裏面「2 設置について」です。

まず、（1）設置主体ですが、蒲島県政の「誰一人取り残さない」という方針を踏まえ、また、ニーズ調査結果において、県内に広く希望される方がいることから、設置主体は県としたいと考えています。

（2）設置場所ですが、ニーズ調査結果において、希望される方が熊本市とその周辺に最も多く居住されていることから、通学の利便性に優れていることや定時制のノウハウがあること、さらには県有財産の有効利用が可能であること等を総合的に判断し、熊本市所在の湧心館高等学校内を有力候補と考えています。

（3）開校時期ですが、他県の事例等を踏まえ、少なくとも2年程度の準備期

間が必要であることから、令和6年4月の開校を目指したいと考えています。

(4) 熊本市との連携・役割分担等についてですが、熊本市とはこれまでもアンケート調査等を連携・協力しながら取り組んでおり、また、夜間中学の所在地となる見込みでありますので、設置・運営に当たっては、引き続き、熊本市と十分連携することとし、具体的な役割分担等については、今後、協議を進めていきたいと考えています。

最後に、「3 今後の主なスケジュール」についてですが、令和4年度は、基本方針等の基本構想策定の他、施設整備の準備や夜間中学の周知・広報活動としてシンポジウム等の開催を行っていきます。

令和5年度には、施設整備をはじめ、教育課程の作成や生徒募集等を行い、令和6年4月の開校を目指したいと考えています。報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

では、夜間中学については、今説明がありましたような形で令和6年4月に向けて準備を進めていきたいと思えます。

教育長

本日予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かありますか。

教育長

はい。ありがとうございました。

引き続き今後ともよろしくお願いします。

6 次回開催日

教育長が次回の定例教育委員会は令和4年（2022年）4月15日（金）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時00分。